

# 公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員給与規程

(令和2年4月1日規程第4号)

- 改正 令和2年8月26日規程第30号
- 改正 令和3年4月1日規程第14号
- 改正 令和3年11月30日規程第66号
- 改正 令和4年3月15日規程第73号
- 改正 令和5年1月11日規程第33号
- 改正 令和5年5月8日規程第24号
- 改正 令和6年1月1日規程第58号
- 改正 令和6年4月1日規程第7号
- 改正 令和6年12月1日規程第29号

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 給料（第5条）
- 第3章 諸手当（第6条―第25条）
- 第4章 規程の実施（第26条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「本法人」という。）に期間を定めて雇用される非常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、福島県会計年度任用職員の給与及び勤務時間に関する条例及び関係諸規程、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）及び公立大学法人福島県立医科大学職員特殊勤務手当細則（以下「特殊勤務手当細則」という。）の規定を準用する。

#### （給与の種類）

第2条 職員の給与は、勤務1日当りの給料（以下「日給」という。）又は勤務1時間当たりの給料（以下「時間給」という。）及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

#### （給与の支給日）

第3条 給与の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

2 給与の支給日は、毎月1回、その月の分を翌月21日（その日が国民の祝日に関する法

律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者から請求があったときは、前各号の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

4 職員が、本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡、その他やむを得ない事由による場合の費用に充てるために給与を請求した場合は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、請求の日までの給与を速やかに支給する。

(給与の支払)

第 4 条 職員の給与は、職員の同意を得て給与の全額を職員の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むこととする。

## 第 2 章 給料

(給料)

第 5 条 職員の日給及び時間給については、毎年度、予算の範囲内で別に定める給料月額に基づいて決定するものとする。

2 職員のうち、職員給与規程第 10 条（給料の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる給料の調整額に相当する額を、日給及び時間給に加算することができる。

3 職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合において、理事長の承認を得て前各号に規定する日給及び時間給の額を超える額に決定することができる。

## 第 3 章 諸手当

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当の支給は、1 か月以上の期間を定めて雇用された職員（学生等の雇用を除く。）に対し、職員給与規程第 16 条に規定する支給方法に準じ、次項により算出した額とする。

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。なお、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、職員給与規程第 16 条に規定する支給単位期間については 1 ヶ月として算出することとし、通勤行為のない日については支給できないものとする。

(1) 交通機関等利用職員 利用する交通機関等の種類に応じて次に掲げる算式に基づいて得られる額とする。

ア 新幹線鉄道以外の交通機関等を利用する場合 1 ヶ月の通勤用定期乗車券の価額

により算出した額（1ヵ月の通勤用定期券の価額を月の定められた勤務日数で除して得た額）と回数乗車券等により算出した額（片道の運賃額に10を乗じ、その額を11で除して得た額に、2を乗じて得た額）を比較して低廉な方の額に、月の実際の勤務回数を乗じて得られる額

イ 新幹線鉄道等を利用する場合 職員給与規程第16条に準じて算出した通勤手当の月額（この場合において「通勤21回」とあるのは、「月の定められた勤務日数」と読み替えるものとする。）を月の定められた勤務日数で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額

ウ 新幹線鉄道等と新幹線鉄道等以外の交通機関を併用して利用する場合 アにより算出した額とイにより算出した額の合計額

(2) 自動車等交通用具使用職員 職員給与規程第16条に準じて算出した通勤手当の月額を21で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額

(3) 交通機関等と自動車等交通用具の併用職員 第1号により算出した額と第2号により算出した額の合計額

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

通勤手当を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 通勤手当の支給は、職員が第1項に規定する要件を具備するに至った日から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第7条 特殊勤務手当は、遺体処理手当、感染症防疫等作業手当、有害物等取扱手当、放射線取扱手当、特殊環境内作業手当、夜間等特殊勤務手当、病院等特殊勤務手当及び災害応急作業等手当とする。

(遺体処理手当)

第8条 遺体処理手当は、遺体の収容、搬送等の作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき1,100円とする。

2 前項に定める作業のうち、心身に著しい負担を与えると認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

(感染症防疫等作業手当)

第9条 感染症防疫等作業手当は、感染症の患者を入院させるための感染症病棟又は感染

症病室に勤務する職員が当該感染症の病原体に汚染されている区域において患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき290円とする。

(有害物等取扱手当)

第10条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物若しくは特定毒物又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項に掲げる有害物、同令別表第3号に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤を使用して行う、試験、研究、検査等のうち窒息、中毒、神経障害等を引き遅く等著しく健康を害するおそれのある作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき290円とする。
- (2) 薬剤師が行う有害な薬物を調剤する作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき390円とする。

(放射線取扱手当)

第11条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、240円とする。

- (1) 診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 放射線の照射されている室内において行うエックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの作業に従事したとき。

(特殊環境内作業手当)

第12条 特殊環境内作業手当は、調理師又は給食員である職員が高温多湿により勤務環境が劣悪な調理場において調理又は配膳の作業に1日2時間以上従事したとき、作業に従事した日1日につき250円とする。

(夜間等特殊勤務手当)

第13条 夜間等特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 附属病院に勤務する看護業務を担当する職員及び看護助手である職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間帯）において行われる業務に従事したとき。
  - (2) 職員が救急患者のため、正規の勤務時間以外の時間において、勤務場所以外の場所から緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、緊急の手術等の処置の業務に1時間以上従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 勤務時間区分に応じ、次の表に定める額

勤務時間区分	手 当 額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	7,600円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,700円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,200円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,150円

(2) 前項第1号の業務において、深夜における勤務時間が2時間以上の業務に従事した回数(勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は、従事した回数に2を乗じて得た回数とする。)が、1月に8回を超えるとときの9回目以降の当該業務に従事した各回数において、別表1に掲げる額を前号の額に加算する。

(3) 前項第2号の業務 1,240円

(4) 特定機能病院である附属病院及び会津医療センター附属病院に勤務する職員が、前項第2号の業務に従事したときは、前号の額に1,760円を加算する。

(病院等特殊勤務手当)

第14条 病院等特殊勤務手当は、次に掲げる場合に1日につき次表の額を支給する。

業 務 の 内 容	金 額
附属病院の病棟において次の業務に従事したとき。 ・集中的な監視及び治療を要する患者を入院させるための病棟 ・脳手術等の手術を受けた患者を入院させるための病棟 ・人工透析の処置を受ける患者を入院させるための病棟 ・腹膜灌流の処置を受ける患者を入院させるための病棟 ・患者の治療に必要な医療材料の洗浄、消毒等の処理を行う病棟	414円 228円 228円 290円 228円
附属病院に勤務する理学療法又は作業療法に関する専門的知識又は資格を有する職員が、専ら特に困難な患者と理学療法その他の療法を行う作業に従事したとき。	414円
視能訓練及び歯科衛生に関する専門的知識又は資格を有する職員が専ら患者と直接接して行う業務に従事したとき。	228円
附属病院に勤務する調理師又は給食員である職員が専ら結核病棟において、調理又は配膳の作業に従事したとき。	247円
附属病院に勤務する技能職員である職員が専ら診療用として使用された薬剤等の処理作業に従事したとき。	228円

(災害応急作業等手当)

第 15 条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防その他の現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の作業に従事したとき。
- (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業に従事したとき。
- (3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。
- (4) 山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の救助の作業に従事したとき。
- (5) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う人命救助の作業に従事したとき。
- (6) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県外の地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所等の運営支援の作業及び次に掲げる作業に従事したとき。

ア 避難所等における被災者の健康支援の作業

イ 保健医療活動チームその他これに類する重大な災害時に派遣されるチームの業務として従事する作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次に掲げる作業の区分に応じ、次に定める額（災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部が設置された災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円）とする。

- (1) 前項第 1 号の巡回監視の作業 710 円
- (2) 前項第 1 号の応急作業及び応急作業のための災害状況の調査の作業 1,080 円
- (3) 前項第 2 号の作業 840 円
- (4) 前項第 3 号の作業 710 円
- (5) 前項第 4 号及び第 5 号の作業 840 円
- (6) 前項第 6 号の作業 710 円

3 前項の規定にかかわらず、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる場合の第 1 項の手当の額は、それぞれ当該第 1 号から第 4 号までに定める額（同一の日において当該第 1 号から

第4号までに掲げる場合の2以上に該当するときは、当該第1号から第4号までに定める額のうち最も高い額)とする。

- (1) 第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の作業又は同項第6号の作業(同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第1号から第3号、第5号又は第6号の作業に係る手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
  - (2) 第1項第2号、第4号若しくは第5号の作業又は同項第6号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が人命救助の作業である場合 前項第3号、第5号又は第6号の作業に係る手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額
  - (3) 第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の作業又は同項第6号の作業(同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。)が著しく危険であると理事長が認める区域内で行われた場合 前項第1号から第3号、第5号又は第6号の作業に係る手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額
  - (4) 第1項第3号の作業又は同項第6号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの時間帯をいう。以下同じ。)において行われた場合 前項第4号又は第6号の作業に係る手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
- 4 前項の「著しく危険であると認める区域」の認定を受けようとするときは、次に掲げる資料を理事長に提出するものとする。
- (1) 災害の内容
  - (2) 災害発生地点及び被災地域
  - (3) 作業の具体的内容及び該当人員
  - (4) 通行が禁止又は制限されている区間
  - (5) 作業実施区域、第2号及び第4号の事項並びに周辺地域を明らかにした地図
  - (6) 立入禁止区域等が設定又は拡大されるに当たり、根拠とされた法令又は告示若しくは発令等(第7号において「告示等」という。)
  - (7) 立入禁止区域等が拡大された場合には、拡大前における立入禁止区域等に係る告示等
  - (8) その他認定に必要な関係資料
- 5 東日本大震災に対処するため第1項第1号から第6号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項に規定する手当の額に第2項に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 6 特定大規模災害(第7項に規定する特定大規模災害をいう。)に対処するため第1項第1号から第6号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において理事長が定める期間以上従事した場合の手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項に規定する手当の額に第2項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額とする。
- 7 職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれ

に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)若しくは著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつたものに対処するため次の各号に掲げる作業に従事したときは、第8項に定める額を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
  - (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行う作業(第1号に掲げるものを除く。)
  - (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定されることとされた区域において行う作業(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)
  - (4) 特定大規模災害に対処するために行う第1項第1号から第6号に掲げる作業
  - (5) 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち理事長が定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業
  - (6) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して理事長が定める区域において行う作業(第5号に掲げるものを除く。)
- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の第1号から第12号に掲げる作業の区分に応じ、当該第1号から第12号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋(1号機から4号機に限る。)内において行う作業 40,000円
  - (2) 前項第1号の作業のうち第1号及び第4号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの(配管等の設備が故障し又は損傷したことに伴い漏えいした放射性物質による放射性被ばくの危険性が生じている現場において初動的に行う確認作業) 20,000円
  - (3) 前項第1号の作業のうち第1号、第2号及び第4号に掲げる作業以外の作業 13,300円
  - (4) 前項第1号の作業のうち免震重要棟、新事務棟又は新事務本館において行う作業 3,300円
  - (5) 前項第2号の作業のうち屋外において行う作業 6,600円
  - (6) 前項第2号の作業のうち屋内において行う作業 1,330円
  - (7) 前項第3号の作業のうち屋外において行う作業 3,300円
  - (8) 前項第3号の作業のうち屋内において行う作業 660円
  - (9) 前項第4号の作業 第2項第1号から第6号に掲げる額
  - (10) 前項第5号の作業のうち原子炉建屋(理事長が定めるものに限る。)内において行うもの 4万円を超えない範囲内において理事長が定める額



- (11) 前項第5号の作業のうち第10号に掲げるもの以外のもの 2万円を超えない範囲内において理事長が定める額
- (12) 前項第6号の作業 1万円を超えない範囲内において理事長が定める額(心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額)
- 9 同一の日において前項第1号から第8号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。
- 10 同一の日において、第8項第10号から第12号までに掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 11 第8項第5号又は第7号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該作業に係る手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 12 同一の日において第1項第1号から第6号のいずれかに掲げる作業及び第8項第1号から第12号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、それぞれの作業に係る手当の額を合計した額を支給する。

(給与の減額)

第16条 日給を支給する職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、就業規則第32条又は第33条に規定する休暇による場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、第5条に規定する給料月額を162.75で除して得た額を減額して支給する。

(超過勤務手当)

第17条 就業規則第27条第1項の規定に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同条の規定により算出して得た額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項に規定するもののほか、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)

を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 職員が、週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は支給しない。

(休日手当)

第18条 就業規則第27条第1項の規定に基づき、祝日法による休日等（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第19条 就業規則第24条第2項又は第30条第1項の規定に基づき、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第17条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

- (1) 日給 当該職員の日給を定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (2) 時間給 当該職員の時間給

(端数処理)

第21条 第16条から第19条までに規定する全時間に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第16条の規定を適用する場合
  - 30分以上 30分
  - 30分未満 切り捨て
- (2) 第17条から第19条までを適用する場合
  - 30分以上 1時間
  - 30分未満 切り捨て

第22条 第16条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第23条 就業規則第29条第1項の規定に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき21,000円を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の宿日直勤務の場合は、10,500円とする。

(超過勤務手当等の額の特例)

第24条 職員が特殊勤務手当(特殊勤務手当細則において月額で定められている特殊勤務手当に相当する特殊勤務手当を除く。)の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第17条から第19条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に別に定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当として支給する。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(学生等の雇用を除く。)に対して支給する。ただし、任期の定めが6月未満の者、又は通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者、その他別に定める者にあつては、期末手当は支給しない。

- 2 期末手当は7月31日及び1月10日(その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日)に支払うものとする。
- 3 期末手当基礎額については、第5条に規定する日給又は時間給に1月当たりの勤務日数又は勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 期末手当の支給に当たっては、前項までに規定するほか、職員給与規程第30条の規定を準用する。

(勤勉手当)

第25条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(学生等の雇用を除く。)に対して支給する。ただし、任期の定めが6月未満の者、又は通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者、その他別に定める者にあつては、勤勉手当は支給しない。

- 2 勤勉手当は7月31日及び1月10日(その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日)に支払うものとする。
- 3 勤勉手当基礎額については、第5条に規定する日給又は時間給に1月当たりの勤務日数又は勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 勤勉手当の支給に当たっては、前項までに規定するほか、職員給与規程第31条の規定

を準用する。

(給料及び諸手当の改定時期)

第 26 条 職員給与規程において給与改定(諸手当の改定を含む。以下同じ)が施行された場合におけるこの規程の給与改定時期は、職員給与規程適用職員の例による。

#### 第 4 章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第 27 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人福島県立医科大学准職員及び非常勤職員給与規程(平成 18 年 4 月 1 日規程第 34 号)(以下、「准職員等給与規程」という。)は、廃止する。

(看護職員等処遇改善に係る病院等特殊業務手当の特例)

- 3 次に掲げるいずれかの要件を満たす病院に勤務する職員(医療職給料表(三)の適用を受けるものに相当するものに限る。)については、当分の間、第 5 条に規定する日給及び時間給に加算することができる。
  - (1) 診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、前々年度における救急搬送件数が 200 件以上であること
  - (2) 三次救急を担う医療機関(救命救急センター)であること
- 4 前項の加算する額は、特殊勤務手当細則附則第 7 項の規定に相当する額とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 5 当分の間、公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員就業規則第 6 条第 1 項の規定により無期労働契約に転換した職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、第 5 条に規定により決定される額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じた時はこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、当該額が福島県最低賃金より低い場合は、福島県最低賃金と同額とする。

#### 附 則

- 1 この規定は、令和 2 年 8 月 26 日から施行し、改正後の公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)附則第 3 項から第 6 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程附則第 3 項から第 6 項の規定は、准職員等給与規程において準用し、令和

2年2月1日から適用する。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員給与規程及び准職員等給与規程の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規程の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年3月15日から施行し、改正後の公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員給与規程附則第7項及び第8項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和5年1月11日から施行し、改正後の公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員給与規程附則第7項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年12月1日から施行し、改正後の第15条の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の細則の規定を適用する場合には、この細則による改正前の公立大学法人福島県立医科大学職員特殊勤務手当細則の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の細則の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

別表1（第13条第2項関係）

1月における夜勤回数	各回数に加算する額
9回目	500円
10回目	1,000円
11回目	1,500円
・	・
・	・

・ n 回目	・ (n-8) × 500 円
-----------	--------------------

附 則

この規定は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第25条の2の規定は令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は令和7年4月1日から施行する。